

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度 (上記3(1)のAの場合)	重度障害の程度又は障害の程度 (上記3(1)のA以外の場合)
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
音声又は言語機能の障害	特別項症から第2項症までの各項症	特別項症から第2項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び 第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び 第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症